

森林整備保全事業に係る発注者支援業務等委託実施要領

第1 目的

この要領は、森林整備保全事業（森林整備事業及び治山事業）において必要な発注関係事務である積算技術業務及び工事監督支援業務（以下「発注者支援業務」という。）並びに既存施設の点検業務（以下「施設点検業務」という。）（以下「発注者支援業務等」と総称する。）を森林管理局、森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所の長（以下「森林管理局長等」という。）が委託する場合の取扱いについて定め、森林整備保全事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 委託の対象業務

1 発注者支援業務

発注者支援業務の委託は、工事件数、工事内容、現場条件、監督職員の数等を勘案して、適正な履行の確保が困難な工事を対象とする。

2 治山及び林道に係る施設点検業務

治山及び林道に係る施設点検業務の委託は、林野庁インフラ長寿命化計画に基づく治山及び林道施設に係る施設点検を対象とする。

3 シカ防護柵に係る施設点検業務

シカ防護柵に係る施設点検業務の委託は、点検対象の施設の数、構造等を勘案して、職員のみでは適正な施設点検の遂行が困難な業務を対象とする。

第3 委託の範囲

発注者支援業務等の範囲は、次に掲げる業務とする。なお、森林管理局長等は、1に掲げる業務と2に掲げる業務を併せて委託することができるものとする。

1 発注者支援業務

発注者支援業務の範囲は、次に掲げる事項に関する監督職員の補助的な業務とする。

(1) 積算技術業務

ア 積算に必要な現地調査

イ 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

ウ 積算資料作成

エ 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

(2) 工事監督支援業務

ア 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成

イ 業務対象工事の施工状況の照合

ウ 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成

エ 工事検査等への臨場

オ その他発注者が指示した工事監督に係る業務

2 施設点検業務

施設点検業務の範囲は、次に掲げる既存施設の点検に関する業務とする。

(1) 治山施設(治山台帳に記載されている、次に掲げる施設をいう。)

ア 保安施設事業に係る施設(保安林管理道及び事業用資材運搬路を除く。)

イ 地すべり防止施設

ウ 山林施設災害復旧事業又は山林施設災害関連事業により整備された施設

(2) 林道施設(次に掲げる施設をいう。)

ア 林道台帳に記載されている林道施設

イ 林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に定められた規格構造の基準に適合した作業道施設

ウ 治山台帳に記載されている保安林管理道及び事業用資材運搬路施設

(3) シカ防護柵(森林環境保全整備事業により設置したものに限る。)

第4 委託先の選定等

1 発注者支援業務等の委託先は、発注者支援業務にあつては「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について」(昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官)別表1に定める従事者を有する者とし、治山及び林道施設に係る施設点検業務にあつては「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について」(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知)第3106条第3項に定める従事者を有する者とし、シカ防護柵に係る施設点検業務にあつては、2に掲げる技術者を有する者とする。

2 技術者の資格区分は次のとおりとする。

技術者の区分	職種区分定義	技 術 経 歴
管理技術者	技師（A） 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。	1 技術士法第32条に規定する技術士の登録（森林部門（林業、森林環境又は林業・林産）の登録に限る。）を受けた者 2 林業経営部門又は森林環境部門の専門的知識及び技術を有し、かつ、シカ防護柵に係る施設点検業務の実務経験がある者で次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が17年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が20年以上ある者 (4) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（林業経営部門又は森林環境部門の登録に限る。）を受けた者であって、林業経営部門又は森林環境部門の職務に従事した期間が4年以上ある者

現場技術員	技 術 員 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。	林業経営部門若しくは森林環境部門の職務に従事した期間が３年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者
-------	---	--

第5 工事受注者への通知等

- 1 工事監督支援業務を委託する場合において、森林管理局長等は、工事請負契約締結後に、工事監督支援業務を委託により行うこと及び工事監督支援業務に従事する技術者の権限、業務内容等を書面をもって工事受注者に通知するものとする。
- 2 施設点検業務を森林管理局長が委託する場合であって、当該業務の対象となる施設の管理者が森林管理署又は支署の長（以下「森林管理署長等」という。）であるときは、森林管理署長等は当該業務の履行に係る実地調査及び指導について必要な援助を行うものとし、森林管理局長はその旨を当該業務の受注者に通知するものとする。

第6 委託業務の監督及び検査

発注者支援業務を委託する場合の監督及び検査は、「国有林野事業請負工事監督・検査実施要領」（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通知）の定めに従うものとする。

第7 発注者支援業務委託費の積算

1 発注者支援業務の積算

発注者支援業務委託費の積算に当たっては、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について」（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）の第5及び第6によるものとする。ただし、業務用事務室損料及び備品等については、工事監督支援業務用に事務所等を現地に設置することを想定していないことから、特別な場合を除き計上しない。

また、工事監督支援業務の積算に関する標準歩掛は、下記のとおりとする。

(1)標準歩掛

ア 打合せ

1ヶ月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
定例打合せ	人	1.2	技師（A）	移動時間を含む。2回／月を標準とする。

- 備考
1. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度）を含むものとする。
 2. 打合せには、電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
 3. 担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。
 4. 打合せ回数は、必要に応じて変更できる。

イ 業務計画

1業務当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人・日	1.4	技師（A）	担当技術者の歩掛は、基準日額の計算に含む。

ウ 工事管理

1 工事当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人・日	0.4	技師（A）	工事書類、関係資料の確認を対象とする。

※管理技術者を対象とする。

エ 工事監督支援

1 ヶ月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人・日	1.1	技師（A）	想定される担当技術者が2人以下の場合は、0.5を乗じる。
担当技術者	式	1.0	技師（C）	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するものとする。 なお、人件費の計算は備考に掲げる式による。
直接経費	式	1.0		

備考 1. 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

2. 担当技術者については、以下のとおりとする。

(1) 担当技術者（式／月）＝基準日額×必要人数×19.5人／日・月
＋超過業務標準相当額

(2) 必要人数は、業務対象工事量を考慮し、決定するものとする。

(3) 超過業務標準相当額の積算は、担当技術者の時間外給与月当たり30時間相当分を計上することを標準とする。なお、超過業務時間当たり単価は次式による。

超過時間当たり標準単価＝基準日額×1／8×A×B

ただし、A、Bは以下のとおりとする。

A＝125／100 B＝割増対象賃金比

(4) 担当技術者の必要人数の算定

担当技術者の必要人数は、工事本数、予定工期、工事に直接起因しない作業から求めるものとし、四半期ごとに必要人数（小数第1位止め（小数第2位切り捨て））とした上で、実施月数の平均人数（小数第1位止め（小数第2位四捨五入））を算出する。

なお、担当技術者の必要人数は積算上、計上する員数であり、契約事項ではないことに留意する。

月毎の担当技術者の必要人数の算定は、次のとおりとする。

- ① 工事本数
- ② 予定工期

③ 直接工事に起因しない作業

次式により月毎に必要な日当たりの必要人数を算出する。

$$P_{\text{四半期}} = 0.145 \times N + (\alpha + \beta + 0.15)$$

ここで、

$P_{\text{四半期}}$ ：当該四半期の1日当たりの必要人数（少数第1位止め（小数第2位切り捨て））

N ：工事監督職員毎に担当する当該四半期における月当たりの最大工事件数（当該月で工期が11日以上ある場合に件数をカウントする）とする。

α ：関係機関協議等の必要性、作業量に応じて選択しないことも可とする。

β ：地元調整及びその他業務の必要性、作業量に応じて選択しないことも可とする。

α ：関係機関協議等加算人員

関係機関協議等	α
関係機関協議がある	0.10
関係機関協議が殆どない	計上しない

β ：地元調整及びその他業務加算人員

地元調整及びその他の業務	β
地元調整及びその他業務がある	0.10
地元調整及びその他業務が殆どない	計上しない

$$\text{担当技術者の必要人数} = (P_{\text{第1四半期}} + P_{\text{第2四半期}} + P_{\text{第3四半期}} + P_{\text{第4四半期}}) \div \text{実施四半期数} \cdots \text{①}$$

ここで、 $P_{\text{第1四半期}} \sim P_{\text{第4四半期}}$ ：

各四半期の1日当たりの必要人数 $P_{\text{四半期}} \cdots \text{②}$

※①は、小数第1位止め（小数第2位四捨五入）

②は、小数第1位止め（小数第2位切り捨て）

2 治山施設・国有林林道橋に係る施設点検業務の積算

治山施設・国有林林道橋に係る施設点検業務委託費の積算にあつては、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領の制定について」

（平成28年3月31日付け27林整計第352号林野庁長官通知）の第5部の第4章及び第5章によるものとする。

3 シカ防護柵に係る施設点検業務の積算

シカ防護柵に係る施設点検業務委託費の積算に当たっては、「シカ防護柵に係る施設点検業務に係る積算基準」（別添1）によるものとする。

第 8 その他

各森林管理局は、次の発注者支援業務委託契約書例、等を参考に、それぞれの実情に応じた契約書、標準仕様書等を定めるものとする。

- 1 発注者支援業務委託契約書例（別添 2）
- 2 発注者支援業務委託標準仕様書例（別添 3）
- 3 治山及び林道施設に係る施設点検業務特記仕様書例（別添 4）
- 4 シカ防護柵に係る施設点検業務委託契約書例（別添 5）
- 5 シカ防護柵に係る施設点検業務委託標準仕様書例（別添 6）

(別添 1)

シカ防護柵に係る施設点検業務に係る積算基準

1 適用範囲

この積算基準は、森林整備保全事業に係る現場技術業務委託のうち、シカ防護柵に係る施設点検業務（以下「シカ防護柵点検業務」という。）を委託する場合に適用する。

2 シカ防護柵点検業務委託費

- 3 シカ防護柵点検業務委託費の構成及び構成費目の内容は、「森林整備保全事業現場技術業務委託実施要領の制定について」（昭和54年8月23日付け54林野治第2015号林野庁長官通知）（以下「現場技術業務実施要領」という。）の第5の1及び2の規定を準用する。シカ防護柵点検業務委託費の積算

(1) シカ防護柵点検業務委託費の積算方法

シカ防護柵点検業務委託費の積算方法は、現場技術業務実施要領の第5の3（1）を準用する。

(2) 各構成費目の積算

ア 直接人件費

直接人件費は、次の事項に留意して、現場技術員等がシカ防護柵を点検するために踏査等している従事時間に設計業務委託等技術者単価を乗じて算出するものとする。また、シカ防護柵点検業務を単独で委託する場合又は主たる業務として委託する場合は、森林管理署等との業務打合せに係る直接人件費を「シカ防護柵に係る打合せの歩掛（表）」に設計業務委託等技術者単価を乗じて計上するものとする。

なお、過去の実績等からシカ防護柵点検業務に関する歩掛が把握されている場合には、当該歩掛を適用することができるものとする。

(ア) 現場の点検作業には複数名で従事するものとする。ただし、現場技術員を1名とした場合には直接経費で計上する現場の雑役に従事する労務者を加えて複数名とすることができる。

(イ) 各森林管理局で定める造林事業請負取扱要領等を準用し移動時間、作業時間等を算出して従事時間とする。

イ 直接経費

現場の雑役に従事する労務者の費用として、現場技術員に随行しシカ柵の簡易な修繕等に従事する労務者の賃金を計上することができる。また、現場の雑役に従事する労務者の費用以外の直接経費の積算は、現場技術業務実施要領の第5の3（2）イの規定を準用する。

ウ その他経費

その他原価、一般管理費等及び消費税等相当額の積算は、以下のとおりとする。

(ア) その他原価

その他原価は、次の式により算定して得た額の範囲内とする。

その他原価＝直接人件費× α ／（1－ α ）

ただし、 α は、業務原価（直接経費の積上計上分を除く。）に占めるそ

の他原価の割合であり、25%とする。

(イ) 一般管理費等

一般管理費等は、次の式により算定した額の範囲内とする。

$$\text{一般管理費等} = \text{業務原価} \times \beta \div (1 - \beta)$$

ただし、 β は、業務原価に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

(ウ) 消費税相当額

消費税等相当額は、業務価格に消費税及び地方消費税の率を乗じて得た額とする。

(3) 委託期間

シカ防護柵点検業務を単独で委託する場合又は主たる業務として委託する場合の委託期間は、次の式により算定した期間を参考とし、他の委託業務の発注状況等を勘案して設定する。

$$\text{委託期間} = \text{直接人件費に係る1人当たり現場技術者の従事日数} \times 30(\text{日}) \div 20 + \text{整理期間等 (20 日程度)}$$

4 シカ防護柵点検業務委託費の変更の取扱い

シカ防護柵点検業務委託費の変更の取扱いは、現場技術業務実施要領の第6の規定を準用する。

5 適用除外

この積算基準により難しい場合は、林野庁と協議し、別途森林管理局において定めることができるものとする。

(表) シカ防護柵点検業務に係る打合せの歩掛

(1 業務当たり)

区 分	管理技術者	現場技術員	備 考
業務着手時	1 . 0	0 . 5	(対面)
署等中間打合せ	1 . 0	0 . 5	1 回当たり (対面)
成果物納入時	1 . 0	0 . 5	(対面)

- (注) 1. 原則として、シカ防護柵点検業務を単特で委託する場合又は主たる業務として委託する場合に適用するものとする。
2. 打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間 1 時間程度）を含むものとする。
3. 電話、電子メールによる確認等に要した作業時間を含むものとする。
4. 署等中間打合せは、森林管理局長が委託する場合において、シカ防護柵点検業務を委託する箇所を管轄する森林管理署等の数を中間打合せ回数分として計上するものとする。

(別添 2)

発注者支援業務委託契約書例

1 委 託 業 務 名

2 委託業務の場所

3 履 行 期 間 自 年 月 日
 至 年 月 日

4 業 務 委 託 料
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

5 契 約 保 証 金 免除

上記業務について、発注者 と受注者 は、各々の対等な立場
における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従
って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通
保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所
 氏 名 印

受注者 住 所
 氏 名 印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。また、受注者は、その役員又は使用人その他この契約の履行に携わる者（これらの者であったものを含む。）がこの契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用しないよう適切な措置を講じなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が設計共同体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を設計共同体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注

者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（業務工程表の提出）

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

第5条 受注者は、成果物（第37条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデ

ータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第8条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督

職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第10条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地、建物等への立入り)

第11条 受注者が調査のために第三者が所有する土地、建物等に立ち入る場合において、当該土地、建物等の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第12条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第6条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(庁舎等の使用)

第14条 受注者は、発注者との貸借契約に基づき、庁舎の一部及び物品（以下「庁舎等」という。）を無償で使用する事ができる。

- 2 前項の使用に際し、受注者が負担する光熱費等については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 受注者は、発注者から貸与された庁舎等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、故意又は過失により庁舎等が滅失又はき損したときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。なお、この場合の賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(物品等の調達)

第15条 受注者は、次条に規定する貸与品等を除き、自己の負担と責任において、業務の履行に必要な物品等を確保しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、自己の負担と責任において確保することができない場合は、発注者との貸借契約に基づき借り受けることができる。

(貸与品等)

第16条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事

実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第22条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

- 第22条 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第23条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮)

- 第24条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第25条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第24条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）か

ら7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第26条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項、第2項若しくは第3項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害(第3項に規定する損害を除く。)について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき

事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第30条 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に従事する業務の出来形部分（以下この条及び第51条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次

以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第7条、第17条から第21条まで、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第40条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し

引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項若しくは第4項又は第37条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(部分払)

第35条 受注者は、業務の完了前に、受注者が既に業務を完了した部分（次条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）に相応する業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、履行期間中●回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る既履行部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務委託料相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第3項の通知にあわせて第1項の業務委託料相当額の協議を申し出た日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務委託料相当額 $\times$ (9/10)

6 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、前項の規定により算定された額の部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第5項中「業務委託料相当額」とあるのは「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第36条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第32

条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第32条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第33条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用される第33条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において準用する第32条第2項の検査の結果の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料
 - 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料

(第三者による代理受領)

第37条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（第36条において準用する場合を含む。）又は第35条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払等の不払に対する業務中止)

第38条 受注者は、発注者が第35条又は第36条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第39条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求するこ

とができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第40条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 第4条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- 二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 四 管理技術者を配置しなかったとき。
- 五 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

三 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

四 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

六 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

九 第45条又は第46条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

十 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時発注者支援業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第43条 第41条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第44条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第46条 第44条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第47条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第36条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

第48条 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に

代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第36条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第6条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第41条、第42条又は次条第3項によるときは受注者が負担し、第40条、第44条又は第45条によるときは発注者が負担する。
 - 二 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受注者が負担する。
- 4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条、第42条又は次条第3項によるときは発注者が定め、第40条、第44条又は第45条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（発注者の損害賠償請求等）

- 第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第41条又は第42条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第41条又は第42条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

- 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率で計算した額とする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

- 第50条 受注者（設計共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、

当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（受注者の損害賠償請求等）

第51条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第44条又は第45条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、事由発生時点における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第52条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項（第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた場合はその引渡しの日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(保険)

第53条 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第54条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率で計算した額の延滞金を徴収する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第55条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附 則

受注者が入札時に提出した競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容については、業務着手時まで提出する業務計画書に反映の上、監督職員の確認を受け確実に履行するものとするが、履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者とが協議を行うこと。

なお、協議のうえ、受注者の責めにより技術提案が履行されない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定において評点を減ずる。

(別添3)

発注者支援業務標準仕様書例

第1編 総 則

第1001条 適用

- 1 発注者支援業務標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）は、●●の発注する森林整備保全事業に係る発注者支援業務（以下、「業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書は、相互に補完しあうものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書、図面、標準仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
- 4 設計業務等、測量業務及び地質・土質調査業務等に関することについては、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について（平成29年3月30日付け28林整計第380号長官通知）によるものとする。

第1002条 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。
- 2 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
- 3 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者をいう。
- 4 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- 5 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 6 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者（管理技術者を除く。）をいう。
- 7 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 8 「契約書」とは、発注者支援業務等委託契約書をいう。
- 9 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- 10 「仕様書」とは、標準仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
- 11 「標準仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- 12 「特記仕様書」とは、標準仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 13 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
- 14 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
- 15 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- 16 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。

- 17 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- 18 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 19 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
- 20 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 21 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- 22 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- 23 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 24 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 25 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 26 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 27 「連絡」とは、監督職員と受注者の間で、契約書第2条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。
- なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。
- 28 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。
- 29 「情報共有システム」とは、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。
- なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙に出力して提出しないものとする。
- 30 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名または押印を含む）したものを有効とする。
- ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。
- 31 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- 32 「工事入札参加者」とは、●●が発注する工事において、入札に参加を希望し、業務における分析・整理の対象となる技術資料又は競争参加資格確認申請書を提出した企業をいう。
- 33 「競争参加資格確認申請書等」とは、技術審査業務において、工事入札参加者から提出された企業の施工実績、配置予定技術者の資格・経験、並びに総合評価方式に関する技術的所見及び技術提案書等をいう。
- 34 「積算関係資料」とは、積算技術業務において、積算を行うための工事設計図面及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等をいう。
- 35 「検査」とは、契約書第32条に基づき、検査職員が業務の完了を確認することをいう。
- 36 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 37 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
- 38 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
- 39 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1003条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下、「休日等」という。）を含まない。）以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため監督職員との打合せを行うことをいう。

第1004条 監督職員

- 1 発注者は、業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
- 4 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第1005条 管理技術者

- 1 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 3 管理技術者は、第2002条、第3002条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
- 4 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- 5 管理技術者は、業務の履行にあたり、次のいずれか又は発注者が別に示す資格を有するものであり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
 - (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第32条に規定する技術士の登録（総合技術監理部門－建設又は森林、建設部門、森林部門（森林土木科目）の登録に限る。）を受けた者
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条に規定する1級土木施工管理技士の資格を取得した者
 - (3) 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者
 - (4) 一般社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の登録（森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。）を受けた者
 - (5) 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験を有する者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者
 - ② 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第

61号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者(以下「専門学校卒」という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が17年以上ある者

③ 学校教育法による高等学校若しくは中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者(以下「高等学校卒」という。)であって、卒業(上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。)後森林土木部門の職務に従事した期間が20年以上ある者

6 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

7 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第1006条 担当技術者の資格

1 第2001条、第3001条で示されている担当技術者については、次のいずれか又は発注者が別に示す資格を有するものであり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。

(1) 技師 (B)

① 1級土木施工管理技士の資格を取得した者

② 林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者

③ RCCMの登録(森林土木部門、施工計画、施工設備及び積算部門に限る。)を受けた者

④ 森林土木関係の技術的行政経験を10年以上有する者

⑤ 委託する発注者支援業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ発注者支援業務の実務経験がある者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者

イ 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者

ウ 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者

(2) 技師 (C)

① 2級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が4年以上ある者

② 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者

③ 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者

④ 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年ある者

(3) 技術員

① 2級土木施工管理技士の資格を取得した者

② 森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

2 受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を監督職員に通知しなければならない。

3 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定担当技術者を担当技術者に定めなければならない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。

第1007条 適切な技術者の配置

1 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。

2 監督職員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。

(1) 技術者経歴・職歴

- (2) 受注者との雇用形態
- (3) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

第1008条 提出書類

- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」に監督職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第1009条 打合せ等

- 1 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
- 2 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。
- 4 「ウィークリースタンス実施要領の制定について」（令和6年8月20日付け6林国業第105号業務課長通知）に基づき、業務着手時の打合せにおいて、取組内容について、受発注者間で確認及び調整し、設定するものとする。
(実施要領の掲載箇所を記載 <https://www...>)

第1010条 業務計画書

- 1 受注者は契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。なお、積算技

術業務においては、「(7) その他」に積算関係資料の管理体制を、技術審査業務においては、「(7) その他」に技術資料の管理体制をそれぞれ記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針（情報セキュリティに関する対策を含む）
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制（緊急時含む）
- (7) その他

- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1011条 業務に必要な資料の取扱い

- 1 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
- 2 監督職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
- 3 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督職員に返却するものとする。
- 4 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 5 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
- 6 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

第1012条 土地への立ち入り等

- 1 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第11条の定めに従って監督職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。

第1013条 成果物の提出

- 1 受注者は、業務が完了したときは、第2005条又は第3006条に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- 3 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第1014条 関係法令及び条例等の遵守

- 1 受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、倫理及び技術の向上を図るため、以下の項目を実施し、その結果を発注者へ報告するものとする。
 - (1) 当該業務の管理技術者に対する、発注者が、倫理及び技術の向上を図るために実施する講習の受講(当該講習は毎年度、受講するものとする。)
 - (2) 当該業務に従事する者に対する社内講習及び関係法令及び条例等の遵守についての周知徹底。
- 3 発注者は必要と認めるときは、受注者に対し関係法令及び条例等の遵守の状況について報告を求め、又検査をすることができる。

第1015条 検査

- 1 受注者は、契約書第32条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
- 2 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第1016条 再委託

- 1 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - ・業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、●●の測量・建設コンサルタント等業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者である場合は、●●から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中であってはならない。

第1017条 守秘義務

- 1 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
- 3 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1010条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 5 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
- 6 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）に

ついて、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

- 7 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1018条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第1019条 安全等の確保

- 1 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1020条 条件変更等

- 1 契約書第18条第1項第五号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第30条第1項に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
- 2 監督職員が、受注者に対して契約書第18条、19条及び21条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1021条 修補

- 1 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
- 2 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
- 3 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
- 4 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第32条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1022条 契約変更

- 1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第31条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
- 2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1020条の規定に基づき、監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第1023条 履行期間の変更

- 1 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
- 2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
- 3 発注者は、契約書第23条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
- 4 契約書第24条第1項に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1024条 一時中止

- 1 契約書第20条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中断については、第1028条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3 前2項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第1025条 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条第1項に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合

- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1026条 受注者の賠償責任等

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。

- (1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条第1項に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条第1項に規定する契約不適合責任として請求された場合
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1027条 部分使用

1 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第34条第1項の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。

- (1) 別途業務の使用に供する必要がある場合
- (2) その他特に必要と認められた場合

2 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1028条 臨機の措置

1 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。

2 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1029条 個人情報の取扱い

1 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等の関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1030条 行政情報流出防止対策の強化

1 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

（関係法令等の遵守）

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

（行政情報の目的外使用の禁止）

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

（社員等に対する指導）

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下、「社員等」という。）に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

（契約終了時等における行政情報の返却）

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下、「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第1010条で示す業務計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

① 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

② 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

③ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

(1) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

(2) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

(3) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

(4) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

(5) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第1031条 コスト調査

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で契約した場合においては、受注者は次の事項に協力しなければならない。

1 受注者は、業務コスト調査に係わる調査票等の作成を行い、業務完了日の翌日から起算して90日以内に発注者に提出するものとする。なお、調査票等については別途監督職員から指示するものとする。

2 受注者は、提出された調査票等の内容を確認するために監督職員がヒアリング調査を実施する場合、当該調査に応じるものとする。

第1032条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 1により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3 1及び2の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第1033条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に

加入しなければならない。

第2編 積算技術業務

第2001条 担当技術者

- 1 担当技術者は、第2002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行わなければならない。
 - ・業務の実施にあたっては、別に定める「森林整備保全事業設計積算要領」等の積算に関する基準を十分理解し、厳正に実施すること。
- 2 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、関連する土木工事の施工方法等についても把握しておくこと。

第2002条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書等契約図書に定める工種毎に、次に示す内容を行うものとする。

1 積算に必要な現地調査

受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で監督職員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について監督職員の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に監督職員にその内容を協議の上、行うものとする。

2 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書）の作成

受注者は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表（数量計算書）を作成するものとする。なお、数量総括表（数量計算書）は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

3 積算資料作成

受注者は、積算のために必要な諸数値（システム入力データ等）の算定を行うものとする。発注者から貸与される工事施工のための工程計画及び仮（架）設計画、特記仕様書（現場説明時の参考資料を含む）の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

4 積算システムへの積算データ入力（データリストの作成）

受注者は、森林整備保全事業設計積算要領等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体（CD等）に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。

第2003条 留意事項

- 1 受注者は、業務を履行するにあたり、次の事項についてもあわせて実施すること。
 - (1) 設計成果物の内容把握発注者から貸与された設計成果物について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把握すること。
 - (2) 関連工事の把握
発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握すること。
 - (3) 新技術及び特許工法等の把握
新技術及び特許工法等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている施工方法（工事材料を含む））が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書（案）等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させること。
- 2 受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施すること。
- 3 受注者は、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、当該業務を適正に履行すること。

と。

- ・ 森林整備保全事業設計積算要領
- ・ 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱い
- ・ 森林整備保全事業標準歩掛
- ・ 森林整備保全事業施工パッケージ型積算方式試行実施要領
- ・ 森林整備保全事業数量算出要領（施工パッケージ型積算方式）
- ・ 建設機械損料算定表
- ・ 森林整備保全事業工事標準仕様書
- ・ その他積算に関する基準

第2004条 報告等

- 1 受注者は、積算関係資料（積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、特記仕様書（案）、積算データ等）の管理体制及び情報セキュリティに関する対策の実施状況について確認し、毎月監督職員へ報告するものとする。
- 2 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を監督職員に書面（引継事項記載書）で提出するものとする。
 - ・ 業務実施にあたり留意すべき点（積算上必要となる施工条件等）

第2005条 成果物

積算技術業務の成果物は次のとおりとする。

- (1) 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） 1 式
- (2) 積算資料 1 式
- (3) 積算データ（記録媒体 C D 等）
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 引継事項記載書

第2006条 引き渡し前における成果物の使用

発注者は、成果物の引き渡し前であっても、成果物の全部又は一部の使用を受注者の承諾を得て使用することができるものとする。

第3編 工事監督支援業務

第3001条 担当技術者

- 1 担当技術者は、第3002条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める国有林野事業請負工事監督・検査実施要領の制定について（昭和49年4月8日付け49林野経第157号林野庁長官通知）及び森林管理局が定める工事監督実施細則等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたっては、別に定める森林整備保全事業における電子納品ガイドラインの制定について（令和4年1月21日付け3林整計第577号林野庁森林整備部計画課長通知）を参考に紙媒体と電子データとの二重提出の防止等に留意すること。
 - (3) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。
 - (4) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - (5) 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
- 2 担当技術者は、第3002条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

第3002条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。

- 1 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
 - (1) 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する指示・協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、提出するものとする。
 - (2) 受注者は、工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。
 - (3) 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。
 - ① 設計図書が現場条件と一致しないこと。
 - ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
 - ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
 - ⑥ 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。
 - (4) 受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当官等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）作成を行い、提出するものとする。
- 2 業務対象工事の施工状況の照合等
 - (1) 受注者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
 - (2) 受注者は、施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。

- (3) 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝え、その結果を報告するものとする。
- (4) 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。
- (5) 受注者は完成検査等の受験書類について指示・協議・提出等の資料の照合を行うものとする。
- 3 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。
- 4 工事検査等への臨場
受注者は、監督職員の指示に従い、工事監督職員のもと、完成検査等に臨場するものとする。
- 5 その他
受注者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては監督職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

第3003条 管理技術者の行う業務

管理技術者は、第1005条に示す業務のほか、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。

第3004条 業務委託証明書

受注者は、業務を行う担当技術者等の業務委託証明書発行申請書を監督職員に提出し、業務委託証明書発行の確認を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務にあたらなければならない。

第3005条 報告

- 1 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、監督職員に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。
 - (1) 実施した業務の内容
 - (2) その他必要事項
- 2 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは對外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を監督職員に書面（引継事項記載書）で提出するものとする。
 - (1) 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）
 - (2) 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

第3006条 成果物

工事監督支援業務の成果物は次のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 引継事項記載書

(別添 4)

治山及び林道施設に係る施設点検業務特記仕様書例

- 1 本業務は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書の制定について（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知）第5章及び第8章によるほか、本仕様書に基づき実施しなければならない。

【発注者が別途作成】トンネル及びシェッドについては、第8章林道定期点検業務を参考に別途作成することとする。

- 2 本業務は次の場所に所在する施設区分ごとの数の治山及び林道施設を点検するものとする。

箇所 施設区分	〇〇〇森林管理署 〇〇〇国有林 〇〇〇林班	〇〇〇森林管理署 〇〇〇国有林 〇〇〇林班	〇〇〇森林管理署 〇〇地区民有林 直轄事業地
溪間工	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
山腹工	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
落石防止工	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
地すべり防止工	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
防潮工	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
なだれ防止施設	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
橋梁	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
トンネル	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所
シェッド	〇〇箇所	〇〇箇所	〇〇箇所

（注：点検施設の所在場所の区域は別添のとおり。）

3 その他

- (1) 業務に必要となる作業服、靴等は受注者が準備すること。また、現地調査に従事する者の服装は、現場に合った軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- (2) 業務に必要となる自動車は受注者が準備すること。また、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処置すること。
- (3) 現地調査に従事する者は、関係法令等を遵守し現場における安全等に十分に配慮すること。
- (4) 業務に必要となる図書、機器等は受注者が準備すること。
- (5) 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう受注者において厳重に管理し、コンピューターウイルスへの感染がないようウイルスチェックソフトを導入する等の必要な措置を受注者において実施すること。また、情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督職員に連絡し、契約期間が満了した後は、ハードディスク等に保存されたデータは完全に消去すること。
- (6) 現地調査に従事する者は地域住民と接する機会が多いので、地域住民の心証を害しないよう十分に配慮すること。

(別添 5)

シカ防護柵に係る施設点検業務委託契約書例

1 委託業務名

2 委託業務の場所

3 委 託 期 間 自 年 月 日
 至 年 月 日

4 業務委託料 ￥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

上記業務について、発注者 と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通保有する。

年 月 日

発注者 住所

氏名 _____ 印 _____

受注者 住所

氏名 _____ 印 _____

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、設計図書（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の設計図書に明記されていない仕様がある場合には発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者が第5条第1項の規定に基づき通知する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うものとする。

3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、監督職員を経由するものとする。

4 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって発注者に提出された日とみなす。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、業務上知り得た秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務処理の結果（業務処理の過程において知り得た記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面によりその官職、氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は第6条に基づいて定められた管理技術者及び現場技術員に対する指示、承諾又は協議

(2) 業務の処理のために必要な図書の作成及び交付並びに受注者が作成したこれらの図書に対する承諾

(3) 業務の処理状況の確認

(管理技術者及び現場技術員)

第6条 受注者は、管理技術者及び現場技術員を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。また、管理技術者及び現場技術員を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、仕様書で示された業務の適正な履行を確保するため、監督支援業務の対象となる請負工事の契約書及び設計図書の内容又は施設点検業務の対象

となる点検施設の構造を十分理解し、さらに工事又は点検施設の現場の状況についても熟知の上、現場技術員の指揮、監督をしなければならない。

- 3 現場技術員は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第7条に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者及び現場技術員に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

（措置請求）

第7条 発注者は、管理技術者及び現場技術員がその職務の遂行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に書面により発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

（貸与物品）

第8条 発注者から受注者へ貸与する物品については、善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。

- 2 受注者は、業務の完了、業務内容の変更又は契約の解除等によって不用となった貸与物品は、速やかに発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、自己の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

（業務処理の結果の報告等）

第9条 受注者は、仕様書の定めるところにより、発注者に業務処理の結果を報告しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、必要があると認めたときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更、中止等）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ、監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置について遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第12条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者と受注者とが協力してその処理・解決に当たるものとする。

(業務完了報告書)

第13条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく別に定める書類を添付した業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(検査)

第14条 発注者は、前条の規定による業務完了報告書を受理したときは、その日から起算して10日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

2 受注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指示により手直し又は改良を行い、再度発注者の検査を受けなければならない。この検査については、前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第 15 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の支払請求があった場合において、その請求が適法であるときは、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に業務が完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 受注者が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みのないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時事業の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (10) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (11) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- (12) 第 10 号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について不正行為をしたとき。
- (13) 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

- 2 受注者は、この契約に関して受注者又は受注者の代理人が前項第 11 号又は第 12 号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（必要による発注者の解除）

第 18 条 発注者は業務が完了しない間は、第 16 条又は第 17 条の規定による場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 第 16 条各号又は第 17 条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 16 条又は第 17 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 20 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引

上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第 10 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため業務委託料の額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 10 条第 1 項の規定による業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を超えたとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 22 条 第 20 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めも帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 23 条 発注者は、業務の完了前にこの契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する業務委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。

(2) 第 16 条又は第 17 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 16 条又は第 17 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 業務の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照ら

して受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができるものとする。

（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第25条 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（契約締結後業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

- （1）この契約に関し、受注者又は受注者の代理人が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は受注者である設計共同体（以下「受注者等」という。）が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- （2）この契約に関し、受注者又は受注者の代理人に、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- （3）この契約に関し、前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- （4）この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- （5）この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独

独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する業務委託料の10分の1に相当する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定に適用があるとき。

(2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決)

第28条 この契約に関して紛争を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して選任した者の調停により解決するものとする。

(別添 6)

シカ防護柵に係る施設点検業務委託標準仕様書例

第1 適用範囲

この仕様書は、森林管理局、森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所の長が委託するシカ防護柵に係る施設点検業務の仕様書として、業務に必要な事項を定めたものである。なお、これにより難しい事項又は特殊な業務については、別に定める仕様書によるものとする。

第2 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員は別に定める資格を有する者とし、現場技術業務委託契約書第6条により実施しなければならない。

第3 一般的業務

1 管理技術者は、常に現場技術員の業務を掌握し、指揮、監督をしなければならない。

2 現場技術員は、既存施設の適切な点検・診断結果を確保するため、監督職員の指示に従って業務を厳正に実施しなければならない。

(1) 現場技術員は、監督職員が指示する調査・測量又は製図・複写についても従事しなければならない。

(2) 現場技術員は、監督職員の指示によって、外部への連絡若しくは通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えなければならない。

第4 業務実施状況の点検

管理技術者及び現場技術員は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告を作成し、監督職員の要求があったときは遅滞なくこれを提出して、業務実施状況の点検を受けなければならない。

(1) 実施した業務の内容

(2) その他必要事項

第5 業務完了報告書の添付書類

現場技術業務委託契約書第13条の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 業務実績報告書

(2) 業務処理結果報告書

(3) その他必要な書類

第6 管理技術者及び現場技術員の資格は次のとおりとする。

技術者の区分	職種区分	職種区分定義
管理技術者	技師（A）	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
現場技術員	技術員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

第7 本業務は次に示すシカ防護柵を点検するものとする。

〇〇〇森林管理署 〇〇〇国有林 〇〇〇林班

〇〇〇森林管理署 〇〇〇国有林 〇〇〇林班

のうち別途指示する区域図に示す区域のシカ防護柵とする。

第8 現場技術員が行う本業務の内容は、委託共通仕様書に定めるほか、次のとおりとする。

1 業務の概要

シカ防護柵について、位置確認、目視観察等を実施して、施設の異常の有無及び損傷の状況を業務実績報告書（様式3）に記録し、写真撮影を行うとともに、簡易な補修を行い、簡易な補修ではシカ防護柵の機能が維持できない場合は補修計画を検討する。

2 各点検項目

(1) 位置確認

シカ防護柵の位置を確認して、図面上の位置・座標を記録する。

(2) 目視観察・簡易計測

シカ防護柵の支柱、張りロープ、ネット、押さえロープ等の外観を目視により観察するとともに、必要に応じて携帯用の計測機器等で計測を実施して、シカ防護柵の異常の有無、損傷の状況等を把握して記録する。

シカ防護柵内のシカ侵入痕跡、防護柵内外のシカの食害状況等を把握して記録する。

(3) 簡易な補修

労務者を指示して、傾斜した支柱の復元、ロープの張り替え及び張り具合の調整、ネットの破損箇所の部分補修及び張り具合の調整等を行う。ただし、点検に従事している労務者だけでは補修が困難で、別途資材搬入が必要な場合は簡易な補修の対象外とする。

(4) 写真撮影

シカ防護柵、シカ侵入痕跡、シカの食害等について、全景、異常部位等の状況の写真撮影を実施する。

シカ防護柵の簡易な補修を実施した場合は、補修前後の写真撮影を実施する。

(5) 補修計画

シカ防護柵について、簡易な補修では機能が維持できない場合、再補修等の必要性・緊急性を判断して記録する。

3 森林官等への報告

簡易な補修ではシカ防護柵の補修が困難な箇所は、森林管理署等との打ち合わせ時に森林管理署等から指示する森林官等の連絡先に速やかに連絡する。

第9 報告書等

1 管理技術者及び現場技術員の業務処理結果報告書

現場技術業務委託契約書第9条に基づき報告する第4の「業務処理結果報告書」は、様式1及び2によるものとする。

2 業務実績報告書

現場技術業務委託契約書第13条に基づき提出する第5の(1)の「業務実績報告書」は、様式3によるものとする。

第10 その他

- 1 業務に必要となる作業服、靴等は受注者が準備すること。また、現場技術員の服装は、現場に合った軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- 2 業務に必要となる自動車は受注者が準備すること。また、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処置すること。
- 3 関係法令等を遵守し、現場技術員の現場における安全等に十分に配慮すること。
- 4 業務に必要となる図書、機器等は受注者が準備すること。
- 5 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう受注者において厳重に管理し、コンピューターウィルスへの感染がないようウィルスチェックソフトを導入する等の必要な措置を受注者において実施すること。また、情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督職員に連絡し、契約期間が満了した後は、ハードディスク等に保存されたデータは完全に消去すること。
- 6 業務に従事する現場技術員は地域住民、入林者等と接する機会が多いので、地域住民、入林者等の心証を害しないよう十分に配慮すること。

(様式1)

業務処理結果報告書 (管理技術者)

		監督職員		
委託業務名	年 月 日 (曜日)		天候	
〔実施した業務の内容〕				
〔その他特記事項〕				
〔勤務時間〕 本部打合せ 時間 (: ~ :) その他業務 時間 (: ~ :) 勤務時間計 時間				
管理技術者氏名				

※ 指示、承諾、協議等のある場合は、「その他特記事項」欄にその事項を記載し、必要に応じ「写」を添付すること。

(様式2)

業務処理結果報告書（現場技術員）

		監督職員	
委託業務名	年 月 日 (曜日)	天候	
〔現場における業務〕			
〔内 業〕			
〔その他特記事項〕			
〔勤務時間〕 外 業 時間 (: ~ :) 内 業 時間 (: ~ :) 本部打合せ 時間 (: ~ :) 勤務時間計 時間			
現場技術員氏名			

※ 指示、承諾、協議等のある場合は、「その他特記事項」欄にその事項を記載し、必要に応じ「写」を添付すること。

(様式3)

業務実績報告書

1 現場技術員氏名

2 業 務 年 月 日 ・ 時 間

年 月 日 時 分～ 時 分	実働時間（時・分）	業務実施場所（国有林名等）	点検方法
- ~ -	-		
- ~ -	-		
- ~ -	-		
- ~ -	-		

※ 「業務方法」には、踏査、遠望、無人航空機使用等のシカ防護柵の点検方法を記載すること。

3 シカ防護柵点検結果

業務実施場所 (国有林名等)	点 検 結 果 (異常の有無にかかわらず点検概要を記載)	写 真 番 号	森林官等 報告日時

4 シカ食害状況点検内容

業務実施場所 (国有林名等)	点 検 結 果 (食害の有無にかかわらず点検概要を記載)	写 真 番 号

5 簡易な補修内容

業務実施場所 (国有林名等)	簡 易 な 補 修 内 容 (補修状況及び補修困難状況と貸付物品の使用状況及び数量を記載)	写 真 番 号

6 その他特記事項

7 写真
別添のとおり